

# 労務 ROAD

## ■離職後に事業を開始した方の雇用保険受給期間の特例申請について (2022年7月1日開始)

雇用保険の基本手当の受給期間は、これまで原則離職日の翌日から1年以内でした。2022年7月1日より、事業を開始等した方が事業を行っている期間は、最大3年間受給期間に算入しない特例を新設した為、要件を満たせば、仮に事業を休廃業した場合でも、その後の再就職活動に当たって基本手当を受給することが可能になりました。

### 特例申請の要件

<次の①～⑤の全てを満たす事業であること>

- ① 事業の実施期間が30日以上であること
- ② 「事業を開始した日」「事業に専念し始めた日」「事業の準備に専念し始めた日」のいずれかから起算して30日を経過する日が受給期間の末日以前であること。
- ③ 当該事業について、就業手当または再就職手当の支給を受けていないこと。
- ④ 当該事業により自立することができないと認められる事業ではないこと。
- ⑤ 離職日の翌日以後に開始した事業であること。

※離職日以前に事業を開始し、離職の翌日以後に事業に専念する場合を含む。

### 特例申請の手続き

対象者	離職日の翌日以後に ・事業を開始した方 ・事業に専念し始めた方 ・事業の準備に専念し始めた方
申請期間	・事業を開始した日 ・事業に専念し始めた日 ・事業の準備に専念し始めた日 の翌日から2か月以内 ※ただし、就業手当または再就職手当を支給申請し、不支給となった場合は、この期間を超えてもこれらの手当の支給申請日を特例の申請日として受給期間の特例を申請できます。
対象期間	(本来の受給期間) 1年間 + 起業等から休廃業までの期間 最長3年間
提出方法	本人来所または郵送 ※代理の方の場合は、委任状が必要です。
提出先	住居所を管轄するハローワーク(受給資格決定をそれ以外で行った場合は、そのハローワーク)

### 提出書類

- ① 受給期間延長等申請書
- ② 次のいずれか一方

受給資格の決定を受けていない場合	離職票 - 2
受給資格の決定を受けている場合	受給資格者証

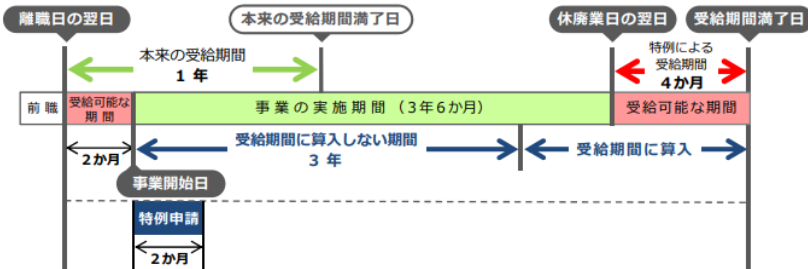
- ③ 事業を開始等した事実と開始日を確認できる書類

事業を開始した場合 または 事業に専念し始めた場合	・登記事項証明書 ・開業届の写し ・事業許可証 等
事業の準備に 専念し始めた場合	・金融機関との金銭消費貸借契約書の写し ・事務所貸借のための賃借契約書の写し 等

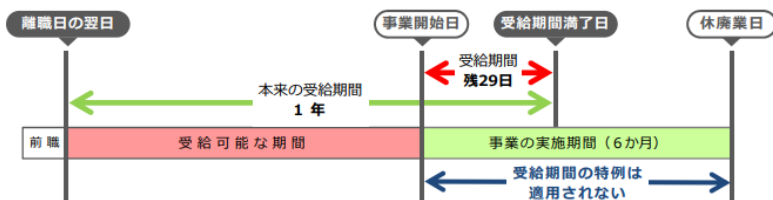
### 特例の適用例

※2022年6月30日以前に事業を開始し、専念した場合は対象外です。

#### 離職日の2か月後に起業して3年6か月後に廃業したケース



#### 受給期間が残り30日未満の日数で起業したケース



【ハローワークより】

VOL.809  
(2207-3)



〒541-0054  
大阪市中央区南本町  
2-6-12  
サンマリオンタワー16F  
TEL:06-6224-0264  
FAX:06-6224-0265  
H P: <https://k-s-j.net/>  
編集：木下・姚・茅原・田村

社長が入れる  
労災保険のことなら

「葛城経営研究会」

詳しくは、  
06-6224-0480 まで！

トイプードルという犬種の平均体重は約3~4kgといわれているのですが、実家で飼っている我が家の愛犬は先日ついに体重が7kgを

越えてしまいました。とにかく食いしん坊で、最近は少し暑かったり寒かったりするだけで散歩も行かないような怠け者なので当然の結果ではありますが…折り返し地点も過ぎており体調も心配ですが、少しでも長生きできるように見守っていきたいと思います。  
(浜井)



### 7月労務スケジュール

- ・賞与支払届の提出  
(支給から5日以内)